

ドイツ三月革命期における葉巻労働者の運動（下）

——生産協同組合の問題を中心に——

山井敏章

問題の設定

I. 葉巻労働者の経済的・社会的状態

1. 経済的状态
2. 社会的状態

II. 革命期の組織活動

1. 葉巻労働者組織の地域分布
2. 各地の組織活動
 - (1) ハンブルク
 - (2) プレーメン（以上第39巻第4号）
 - (3) ライプツィヒ
 - (4) ベルリン
 - (5) デュイスブルク

III. 「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」と生産協同組合問題

1. 「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」の要求——階級・身分・市民——
2. 生産協同組合問題と運動の終焉

結語：初期自由主義と労働者運動

(3) ライプツィヒ

1848年9月のドイツ葉巻労働者会議に、ライプツィヒからはH. ヘァツォーク（Herzog）が参加した。彼は同市の祖国協会および労働者協会の一員であり、また後に「共産主義者同盟」の一員ともなっている。マルクスを指導者の一人とする「共産主義者同盟」について、説明は不要であろう。一方祖国協会（Vaterlandsverein）は、かのR. ブルム（Blum）を中心とする民主主義者（共和主義者）の組織であり、1848年3月の革命勃発直後に結成された。ライプツィヒ

からのよびかけに応じてザクセン各地で祖国協会が成立し、1848年4月末にその数は40、会員数はあわせて11,579人、一年後には70,000人に達している。

もう一つの組織、ライプツィヒ労働者協会は、1848年5月の結成以来祖国協会と密接な関係をもっていた。両組織の指導者に同じ顔ぶれが何人も見られるほか、結成時に500人を数えたその成員の半数以上が、祖国協会に加入している。もっとも労働者協会はまもなく急進的色彩を強め、小ブル民主主義者の主導下にある祖国協会にあきたらず、むしろE. O. ヴェラー（Weller）、F. H. セミヒ（Semmig）ら「真正社会主義者」の率いる民主主義協会（Demokratischer Verein）に接近していった。この民主主義協会は1848年4月に結成され、同年7月の時点で900人の成員を擁している。成員のほとんどが日雇・建築業の下働きなどの手工労働者、そして葉巻労働者であった。²⁹⁾

さて、ドイツ葉巻労働者会議から戻ったヘッフォークはただちに葉巻労働者協会の結成にとりくみ、彼自身がその会長に選出された。ヘッフォークはまた、1848年11月に設立された組合工場（Vereinsfabrik）＝生産協同組合の管理者ともなっている。この組合工場は、労働者諸団体を主たる顧客として葉巻の製造を行った。³⁰⁾

ところでライプツィヒの葉巻労働者協会は、結成後しばらく「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」への加入を見合わせている。加入が実現したのは恐らく1849年4月末から5月初めであり、遅くとも同年7月末の時点で、ライプツィヒ葉巻労働者協会は「葉巻労働者アソツィアツィオン」の中央協会と名³¹⁾っている。ヘッフォークによれば、共済金庫をめぐる以下に見るような葉巻労働者内部の対立が、加入遅延の理由であった。³²⁾

ライプツィヒでは、すでに1845年に葉巻労働者の疾病・埋葬金庫が設立されている。しかしこの金庫は、革命期の労働者運動の基礎となるどころか、むしろこれを阻害する要因となった。すなわち金庫の規約によれば、成員中に雇主がいる場合、彼らのうちの一人が理事長に選出される。しかもこの理事長には金庫の全集会の解散権が与えられ、金庫の実権を事実上工場主が握ることになっていた。ベルリンの葉巻労働者会議から戻ったヘッフォークは、規約を改訂

したうえでこの金庫を葉巻労働者協会に吸収しようとはかった。しかしこのような試みに対しては、金庫の成員である労働者自身が反対した。「彼らはほとんど言いようもない愛着をこの金庫におぼえ、いわば金庫を彼らの『お守り』と考えていた」（ヘッフォーク）のである。

ヘッフォークはとりあえず規約改訂を断念せざるをえなかった。そのかわり彼は、葉巻労働者協会独自の「アソツィアツィオン金庫」を別に設立したが、これに加入する労働者はわずかにとどまった。以後ヘッフォークは先の金庫の規約改訂の試みをくりかえし、やがてこれに成功する。その際彼自らが金庫の理事長にも選出されたが、反対派は選挙の無効を当局に訴え、これを阻止しようとした。結局市参事会立ち会いのもとで再度選挙が行われ、ヘッフォークの理事長選出が最終的に確定される。

われわれはすでにハンブルクとブレーメンについて、三月前期の共済金庫ないし共済活動が革命期の労働者の運動の基礎となった事実を見た。同様の状況は他の地域でも確認される。もっともライプツィヒの場合に見られるように、この関係が必ずしも直線的な連続性ばかりでなかったことにも注意すべきであろう。

いずれにせよ、ライプツィヒ葉巻労働者協会が「葉巻労働者アソツィアツィオン」に加入することの遅れた理由の一つが、上に見た共済金庫をめぐる紛争にあったことは確かである。しかしそれと並んで、あるいはむしろより決定的な理由は、ハンブルクの場合と同様、「葉巻労働者アソツィアツィオン」が「友愛会」に加入しないことに対する不満にあったと思われる。

すでに「葉巻労働者アソツィアツィオン」結成の時点、すなわち1848年9月の葉巻労働者会議でヘッフォークは、葉巻労働者が独自の組織を結成することに疑念を表明している。むしろ葉巻労働者は「友愛会」に加入すべきであると彼は述べた。また翌年9月の第2回葉巻労働者会議に先立って、ライプツィヒの葉巻労働者は、「葉巻労働者アソツィアツィオン」を解散して「友愛会」と合同する、という先に見たハンブルク葉巻労働者協会の提案に賛意を表明した。³⁴⁾

すでに述べたように1849年の葉巻労働者会議で、両組織の合同はさしあたり見合わされた。翌年2月、ライプツィヒで開かれた「労働者友愛会」の総会でもこの問題が議論されたが、後述するようにここでも合同は成立しないままに終わった。ただしこの総会を機にライプツィヒ葉巻労働者協会は独自に「友愛会」に加入し、ヘッフォークは「友愛会」ライプツィヒ地区委員会の委員長に任命された。³⁵⁾

1850年7月、ザクセン政府は「友愛会」と結びつく労働者団体の解散を命じ、ライプツィヒ葉巻労働者協会もその犠牲となった。共済金庫の存続は認められたものの当局の認可が必要とされ、また外部の団体との接触は禁じられた。ただし、このような措置が実際にどれほどの効果をもったかは疑問である。1852年にザクセン内務省のF. エバーハルト（Eberhardt）は、違法な結合関係をもつ共済金庫がドレスデン・ライプツィヒなどザクセン各地に多数存在する、と述べている。これらの共済金庫がしばしば革命期の組織と結びつくものであることを知りながら、労働者の生活にとって実際に必要であるという理由から、共済金庫に対する断固たる措置に当局はふみきれなかった。例えばライプツィヒでは、葉巻労働者の共済金庫が当局に無断で設立され、その後事後的に認可を得ている。葉巻労働者の共済金庫は、こうして反動の時代を生きのびたのである。³⁶⁾

(4) ベルリン

革命勃発の直後から、ベルリンの葉巻労働者はくりかえし集会を開いた。1848年4月初めには、プレトリウス葉巻工場の失業労働者が市内をデモ行進し、数名が市民軍に逮捕されている。葉巻労働者は組織結成を試みたもののさしあたり成功せず、運動は一旦停滞した。彼らの組織活動が全ドイツ的規模で再燃するのは、同年9月のことである。この月の末にベルリンで葉巻労働者会議が開催され、「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」が結成されたことはすでに述べた。この際ベルリン葉巻労働者協会も設立されている。協会は「葉巻労働者アソツィアツィオン」の本部に選出され、翌年9月に本部がブレーメンに移るまで、全国の葉巻労働者運動の中核として働いた。また協会の会長 W.

コールヴェック（Kohlweck）は、1850年6月に辞任するまで「アソツィアツィオン」の会長を兼ねた。ベルリン葉巻労働者協会の成員数は、1849年3月の時点で240人、翌月には270人を数えている。³⁷⁾

ところで「葉巻労働者アソツィアツィオン」の結成に先立つ1848年5月、ベルリンの葉巻製造業者20人と葉巻労働者委員会の代表6人による協議会が同市の市庁舎で開かれている。われわれはその経過から、当時のベルリン葉巻製造業における労使関係の一端をうかがうことができる。³⁸⁾

協議会ではまず労働者委員会が、次のような要求を工場主側に示した。すなわち、1. 刑務所内葉巻製造の禁止、2. 女子葉巻労働者の即時解雇、3. 賃金の額の確定、4. 労使同数の代表から成る委員会の設置、5. 徒弟期間の確定、6. 1経営あたり徒弟数の制限、7. すべての葉巻労働者が単一の団体に結合することの承認。

これらの要求のうち、まず刑務所内葉巻製造の禁止については工場主側も完全に同意した。刑務所での安価な葉巻の製造は工場主にとっても脅威であり、その廃止に同意したのは当然である。また工場主の多くは、現在すでに働いている者を除き、今後女子労働者を雇わないと約束した。徒弟期間については、すでに1年以上芯造り工として働いた経験のある者は2年、葉巻工場で働いた経験のない者は3年という条件で合意が結ばれた。徒弟の数についても、葉巻製造工1—3人の経営では1人、それ以上の経営では葉巻製造工3人ごとに1人と制限することになった。こうして女子労働者および徒弟による成人男子労働者代替の傾向に、一定の歯止めがかけられたのである。

一方賃金の確定は、工場主側の受け入れるところではなかった。賃金の額は、個々の労働者と雇主とのその都度の契約に任されるべきである、と彼らは主張した。結局労働者委員会もこの主張をいれ、賃金確定の要求を断念する。ただしその条件として、労使6人ずつから成る労使委員会を設置することが合意された。雇主側は、協議会の席上でただちにこの委員会への代表を選出した。最後にすべての労働者を1団体に結合するという要求については、今後この労使委員会で継続協議されることとなった。

こうしてベルリンでは、労使委員会を中心とする集団的労使協議の体制が整えられたのであるが、しかしこのような協定が実際にどれほどの実効性をもったかは疑問である。以下に述べる葉巻労働者の生産協同組合をめぐる労使間の対立が、この点を示している。³⁹⁾

発端は、2人の工場主による賃金引き下げの試みであった。うち1人は葉巻労働者から工場主となり、当初は労働者の要求を積極的に支持していた。しかし1848年末になって彼は、出来高賃金の引き下げを強行しようとし、これを拒んで工場をやめた労働者のかわりに女子労働者を雇った。もう1人の工場主も、労働者との以前の協定を無視して出来高賃金の引き下げを行おうとした。これに応じない労働者は解雇し、ハルバーシュタットから女子労働者20人をよびよせてこれにかえる、と彼は通告した。これに対して葉巻労働者協会は、1849年1月1日に組合葉巻工場を開設し、失業した労働者の雇用をはかったのである。⁴⁰⁾

労働者のこのような試みに対して、もとより工場主側がおだやかであったはずはない。同年4月、ベルリンの葉巻工場主・葉巻商は集会を開き、「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」を厳しく非難した。集会参加者の一人は上の組合工場について、「ある雇主のもとで働く労働者がその雇主の競争者として現れるなど、どうしてありえようか」と述べている。ただし工場内で労働者が2・3人共同して葉巻をつくり、これを工場主に売るのであれば認められる、と彼は言う。しかしこれでは工場内の集団請負制をこえず、生産協同組合としての体をなさないことは明らかである。上の発言に対して、ベルリンの葉巻労働者は次のように述べた。すなわち「統一によって力に、力によって勝利に」というスローガンこそが、組合工場、さらには「葉巻労働者アソツィアツィオン」全体の基礎にある理念である、と。生産協同組合は、雇主に対する闘争の手段と理解されていたのである。

ところで、先に見た1848年5月の協議会で労働者側が示した要求のうち、女子労働者・徒弟雇用の制限は、「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」においても結成以来最も重要な要求となっていた。コールヴェックによれば、そもそも1848年9月のドイツ葉巻労働者会議の「主要な性格は、徒弟期間の確定・

女子労働者排除というようなツンフト強制の要求に現れている⁴¹⁾。そしてまさにこのような「ツンフト主義的」要求が、「葉巻労働者アソツィアツィオン」と「ドイツ労働者友愛会」の合同を妨げる最大の要因となった⁴²⁾。

1850年2月、ライプツィヒでの「友愛会」総会で両組織の合同が議論された際、女子・徒弟労働の制限という要求は「労働・生業をすべての者に自由にする」という「友愛会」の原則に反するとして、これを放棄することが葉巻労働者に求められた。「葉巻労働者アソツィアツィオン」を代表して総会に参加したコールヴェックとアロンゲは、これに対して、「友愛会」のこの原則が正しいことは理解するが、しかし葉巻労働者が全体としてこれを受け入れるとは考えられない、と答えた。「葉巻労働者の仕事の習得は容易であり、14日もたたずに一人前の葉巻労働者になることができる。……長年この仕事に携わってきた者が、女子労働者や徒弟によって追いのけられることになる。」アロンゲはこう述べた。

しかしこのような葉巻労働者側の訴えは、「友愛会」のいれるところとはならなかった。総会では「葉巻労働者アソツィアツィオン」に対して、これまでの「排他的なコーポラツィオン原則、制限主義、工場内の女性の排除、徒弟の制限等」を以後組織全体の要求とはしない、という提案がなされ、アロンゲを除く葉巻労働者の代表5人の同意を得て採択された。さらにこの5人は、「葉巻労働者アソツィアツィオン」の総会で「友愛会」への加入が実現されるよう努力する、という声明にも署名している。ただし彼らの同意が、はたしてどれほど本心からするものであったかどうかは疑わしい。署名者の1人、ベルリン葉巻労働者協会の代表 T. モリッツ (Moritz) は、同協会への報告のなかで「友愛会」総会の決定に対する憤りをあらわにした。「友愛会」の要求に従えば、「われわれのアソツィアツィオンは解体することになるだろう」。結局総会の具体的成果として実現されたのは、両組織の機関紙『友愛』と『コンコルディア』の合同発行のみであり、しかもそれは総会直後から1ヵ月ほど続いたにすぎない。「友愛会」と「葉巻労働者アソツィアツィオン」との合同は、結局成立せずに終わった。

最後に、反動下のベルリン葉巻労働者協会の運命にふれておこう。周知の通りベルリンでは、革命の勃発以来プロイセン国民議会が開かれていた。しかし1848年11月、プロイセン国王はこれに停会を命じ、まもなく解散に追い込んだ。さらにこの際ベルリンには戒厳令がしかれ、すべての政治団体が禁止された。葉巻労働者協会はさしあたり解散を免れたものの、当局の厳しい監督下におかれた。1849年5月の総会には警察官が同席し、政治問題の議論が禁じられている。また当初ベルリンで開催されるはずであった第2回葉巻労働者会議は、戒厳令を理由に拒否された。戒厳令自体は7月に解除されたものの、ベルリン警視総監ヒンケルダイ（K. L. F. Hinkeldey）は、「葉巻労働者アソツィアツィオン」が「現在の政体と矛盾する」という理由で、以後もベルリンでの開催を認め⁴³⁾なかつた。

この間葉巻労働者の運動は闘争的色彩を弱めていった。1849年12月のベルリン葉巻労働者協会創立記念祭では、労使の協調がとりわけ前面にうちだされている。記念祭にはベルリンのすべての葉巻製造業者が招待され、出席した工場主は、祝辞のなかで「葉巻労働者アソツィアツィオン」との協力を約束した。⁴⁴⁾しかしこのような努力も協会存続の助けとはならなかつた。プロイセンでは1850年3月に結社法が發布され、さらに同年6月には、印刷工・葉巻労働者の組織を含む労働者団体の禁止を命ずる法令が発せられた。ベルリン葉巻労働者協会は遅くとも同年12月の時点で解散し、共済金庫に改組されている。ヒンケルダイはさらに、当局の認可を受けた疾病・埋葬金庫にこの共済金庫を改組した。これによって遍歴援助の相互給付など外部の諸団体との結合が禁じられ、金庫の活動はベルリン内部の共済業務だけに限定されたのである。⁴⁵⁾

(5) デュイスブルク

デュイスブルクはライン河下流域におけるたばこ・葉巻製造の中心地であった。1831年の時点で、プロイセンに輸入される原料葉たばこの6分の1がデュイスブルクで加工されていたといわれる。1849年には少なくとも7つのたばこ・葉巻工場がこの都市にあり、約520人の労働者が働いていた。労使の関係は一般に良好で、賃金・労働者の扱いなどについて労働者自身が満足の意を表

明している。当時ライン地方では、安価な労働力として徒弟を雇うことが広く行われていたが、デュイスブルクではそのような事態も見られない⁴⁶⁾。

さらに革命下のデュイスブルクは、政治的にもきわめて穏やかなままにとどまった。革命の勃発とともにドイツ各地で闘われたバリケード戦は、ここでは見られない。また1849年5月にザクセン・バーデン・ライン地方の諸都市で続発した革命的蜂起も、デュイスブルクではほとんど反響がなかった。むしろこの都市の住民は、一貫して国王に忠実であった。1848年7月、プロイセン皇太子ヴィルヘルム（後のドイツ皇帝ヴィルヘルム一世）が亡命先のイギリスから帰国すると、これを迎えるため、700人のデュイスブルク市民が蒸気船にのりこんでライン河にくりだしている⁴⁷⁾。このような状況のなかで、デュイスブルクの葉巻労働者の運動もその穏健な性格によってきわだっていた。

1848年10月、ベルリンでのドイツ葉巻労働者会議の4週間後、デュイスブルク葉巻労働者協会が「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」の支部として設立された。結成時の会員は40人。以後周辺のいくつかの都市の葉巻労働者団体がデュイスブルクに加わったが、それでも全体の会員数が60人をこえることはなかった。協会の会長に選出されたアロンゲは、翌年の葉巻労働者会議で「葉巻労働者アソツィアツィオン」の副会長となり、さらにその翌年コールヴェックが会長を辞した後は、彼にかわって「アソツィアツィオン」の指導者となる⁴⁸⁾。このアロンゲは、「葉巻労働者アソツィアツィオン」内部の穏健翼を代表する人物であった。以下に見るような「友愛会」に対する彼の態度に、この点が最もよく表れている。

1849年9月の第2回葉巻労働者会議で、「葉巻労働者アソツィアツィオン」の「友愛会」への加入問題が論じられたことはすでにふれた。その際アロンゲは、「友愛会」のシンボルマークについて次のように述べている。「月桂冠、そして握りあう2つの手、これは美しいシンボルである。しかしその手には剣が握られている。平和的な労働者の手になぜ剣なのか。」さらにアロンゲは、「友愛会」結成の際のベルリン労働者会議の決議を「気持ちがいの考え」と決めつけて、物議をかもした⁴⁹⁾。

そもそもアロンゲによれば、「友愛会」への加入は葉巻労働者に何の利益ももたらさない。「われわれの営業（Geschäft）の改善がわれわれの中心的な目的であり、そのためにわれわれは結集している。」「友愛会」との合同は、この目的にとって何の役にも立たないのである。アロンゲは、せいぜい一定の資金援助だけに「友愛会」との関係をとどめるべきであると主張した。⁵⁰⁾

「友愛会」に対する警戒は、さらにこの組織の推進する生産協同組合に対する疑念にもつながっていた。すでに1848年9月の葉巻労働者会議で、生産協同組合の実現は不可能である、とアロンゲは発言している。⁵¹⁾ また同年末、ベルリンの組合工場を設立するためにコールヴェックが各地の組織に資金援助をよびかけた際、デュイスブルク葉巻労働者協会は、「このような計画は、実現不可能な共産主義の考えにもとづくものである」として、要請を拒否した。⁵²⁾ もっとも生産協同組合に対するアロンゲの拒否的な姿勢は、まもなく変化する。

1848年12月、ケルンで何人かの葉巻労働者が、「葉巻労働者アツツィアツィオン」への加入を理由に解雇された。ケルン葉巻労働者協会はただちに工場主と協議し、デュイスブルクをはじめ他の諸都市の葉巻労働者もこれを支援した。結局工場主側は解雇した労働者をふたたび雇うことを約束し、さらに「葉巻労働者アツツィアツィオン」に対して罰金を支払うことになった。こうして一件は労働者側の勝利に終わったのであるが、今後ありうべき同様の事態にどう対処すべきか協議するため、翌年1月、ライン地方の5つの都市（デュイスブルク・ケルン・コブレンツ・ノイヴィート・デュッセルドルフ）の葉巻労働者協会の代表が、ケルンで会合を開いた。会合ではまずこれら5つの組織の共済金庫を合同することが決定され、さらに、「今後ケルンと同様の事態が生じた場合、金銭より効果的な援助を労働者に与え、また工場主に対する要塞を築く」ために「アツツィアツィオン工場」＝生産協同組合を設置する、という合意がなされた。

アツツィアツィオン工場設立プランの作成はアロンゲに委ねられた。1849年3月に提出されたこのプランによれば、工場は「ドイツ葉巻労働者アツツィアツィオン」のために、あるいはその命令で職場を去った労働者を雇うために開

設される。従ってこれらの労働者が別の職場を見つけた場合にはただちに営業を停止する。ただし冬期等業況不振の際にも開設は可能とされた。工場の開設・閉鎖については上の5団体が協議して決定し、工場の運営にあたる監督と会計も5団体の成員から選出される。設立資金は、葉巻労働者協会の成員および外部から5%の利子つきで調達される⁵³⁾。

本稿の冒頭に示したようにアロンゲは、葉巻労働者による生産協同組合の試みについて、「われわれのそれを凌駕するものはない」と誇っている。さらに続けて彼は、「われわれの最高の目的、われわれの独立、われわれの自由を実現する道がこれによってひらかれる」と述べた⁵⁴⁾。「独立」・「自由」という言葉によって、アロンゲがどれほどのことを意図していたのかは明らかでない。しかしいずれにしろ、生産協同組合よりはむしろ以下に見る共済金庫こそが、彼にとっては重要であった。

すでに1848年9月の葉巻労働者会議で採択された「葉巻労働者アソツィアツィオン」の標準規約（各地の加入団体の規約となるべきもの）には、各地の組織が行う共済給付を、他の土地から移り住み、あるいは遍歴途上で立ち寄った「アソツィアツィオン」の成員にも与えることが規定されている⁵⁵⁾。実際加入団体のあいだでは、「アソツィアツィオン」の会員証にもとづいて共済援助、とりわけ遍歴援助の相互給付が行われた。ただし各団体ごとに、給付額はもとより給付される援助の種類も一様でなく、各地の成員間で不平等が生じていた⁵⁶⁾。

1849年9月の葉巻労働者会議では、共済制度の統一的規制こそ実現されなかったものの、各地の共済金庫の強化をはかる規約改訂がなされた。また「アソツィアツィオン」全体の共同の機関として寡婦・廃疾金庫を設立することが決議され、1851年1月1日から給付を行うこととなった。「このような考えは、他のいかなる団体によっても実行されたことがない。われわれは、ドイツのすべての同業団体（Gewerke）に模範として先行することになるだろう。」上の寡婦・廃疾金庫について、アロンゲはこう述べている。アロンゲは、「葉巻労働者アソツィアツィオン」における共済制度拡充の中心的推進者であった⁵⁷⁾。

共済制度の拡充は、とりわけアロンゲら穏健派の意向に沿うものであった。

しかしそれは同時に、革命の敗北が決定的になるなかで、労働者の組織が生きのびるためのやむをえぬ措置でもあった。すでに1849年4月以降ドイツ各地で闘われたいわゆるライヒ憲法闘争の敗北によって、反革命の勝利は決定的になっていた。1850年に入ると、バイエルン・プロイセン・ザクセンで結社法の発布があいつぎ、「友愛会」の中央委員会は同年6月に解散を余儀なくされた。このような状況のなかで、「葉巻労働者アソツィアツィオン」は組織の大幅な改造によって難を免れようとした。同年8月の総会で採択された新たな規約は、既存の疾病・埋葬・遍歴金庫を各地別々の組織とすること、全体の機関としては、新たに設立される寡婦・廃疾金庫のみを残すことを定めた。「葉巻労働者アソツィアツィオン」は、共済金庫の単なる連合体に姿をかえたのである。⁵⁸⁾

この総会の後、デュイスブルク葉巻労働者協会も組織を改造し、共済金庫としてのそのみに活動を限定した。1851年2月の規約では、「病気・廃疾・遍歴途上の葉巻労働者、および死亡した葉巻労働者の寡婦の援助」が協会の目的とされている。さらに規約には、営業上および共済金庫に関する問題のみが総会で論じられ、「政治、その他公の事柄」に関する議論は禁じる、との一条が⁵⁹⁾いれられた。

しかしこのような措置も、当局の追求をかわすには充分でなかった。1851年9月、警察当局は、政治的目的を追求したかどでデュイスブルク葉巻労働者協会に解散を命じた。先の総会で寡婦・廃疾金庫の管理者に選出され、名実ともに「葉巻労働者アソツィアツィオン」の指導者となったアロンゲも、『コンコルディア』をひきついだ『ツィルクラーレ』の発行を理由に、出版法違反で起訴されている。協会の解散命令はその後一旦解除されたが、しかし若干の労働者が上の廃疾・寡婦金庫に加入したのみで、葉巻労働者協会が再建されることは⁶⁰⁾なかった。

以上われわれは、革命期におけるいくつかの都市の葉巻労働者の運動を検討した。これまでの検討からとりあえず確認されるのは、まず彼らの運動が地域ごとに多様であり、ときに対立さえ含んでいたことである。その理由は政治・

組織政策上の方針に関わり、また経済的な利害の対立をも含む。各地の団体を結集して成立した「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」は、決して一枚岩的な組織ではなく、むしろこれら諸団体のゆるやかな連合体にとどまらざるをえなかった。さらに葉巻労働者の組織とそれ以外の組織との関係も、必ずしもつねに協調的であったわけではない。「葉巻労働者アソツィアツィオン」と「友愛会」の合同の失敗は、統一的な労働者運動を実現することの困難を象徴的に示している。

次にこの時期の葉巻労働者の組織を「労働組合」と表現することは、必ずしも適切ではないだろう。「葉巻労働者アソツィアツィオンは政治組織であった。……それが第一に社会的（sozial）・経済的傾向を追求していたことは、この事実を何ら変えるものではない。」⁶¹⁾ H. ペルガーのこのような評価をそのまま受け入れるかどうかはともかく、葉巻労働者の活動が、労働条件の改善・雇用問題、あるいは共済制度等の労働組合的な活動にとどまらず、政治活動を含む多様なものであったことは確かである。われわれは、W. コンツェの次のような認識を妥当なものとする。すなわち、「1848年頃の状況について、後の意味での労働組合と政党を区別することはほとんど不可能である。両者はいずれも急速に発展する先行形態において存在していたが、しかしなおほぼ末分化の状態であった」⁶²⁾。

生産協同組合の設立・運営も、葉巻労働者の重要な活動の一つであった。上にふれたいくつかの例のほか、少なくともロンネブルクで生産協同組合が設立され、マクデブルク・ミンデン・パーダーボーン・ディレンブルクで設立の計画がなされていたことが確認される。これらの生産協同組合の直接の目的が、とりわけ争議ないし不況期における失業労働者の雇用にあったことは、これまでの検討からほぼ知られよう。ただしこれをもって、この試みを「経済主義的」なものとして断じうるかどうかは疑問である。「共産主義」的としてベルリンの組合工場に対する支援を拒否したデュイスブルクの態度は、この点を示唆している。葉巻労働者の運動にとって生産協同組合がいかなる意味をもっていたのか。われわれはさらに立ち入って検討せねばならない。

以下でわれわれは、いったん「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」結成の時点にたちかえり、葉巻労働者の運動の全体像をあらためて検討したい。生産協同組合の問題は、考察の重要な一部を成すであろう。もとより分析の過程で、これまで見た運動内部の多様な性格が考慮されるべきことは言うまでもない。ただしそのうえで、労働者のさまざまな活動・要求の根底に流れる共通の理念ないし意識をさぐることが以下の課題である。

- 29) 以上, Zwahr, S. 272-275; Schlechte, S. 547; R. Lipinski, Die Geschichte der sozialistischen Arbeiterbewegung in Leipzig, Leipzig 1931, S. 45, 49 ff. による。
またザクセンの労働者運動全般について, R. Weber, Die Revolution in Sachsen 1848/49, Berlin (O) 1970 を参照。
- 30) Zwahr, S. 278 f.; Schlechte, S. 547.
- 31) Vgl. Ccd., Nr. 10, 27. 4. 1849, Korr. Leipzig, Nr. 11, 5. 5. 1849, "Erwiderung", Nr. 20/21, 28. 7. 1849, Korr. Leipzig.
- 32) 以下, Ccd., Nr. 5, 24. 3. 1849, Korr. Leipzig, Nr. 31, 16. 11. 1849, "Vermischte Nachrichten" による。
- 33) 例えば, ヴェストファーレン・リッペ地方のヘアフォート・リップシュタット・ミンデン・フロートの葉巻労働者協会の場合。Vgl. W. Reininghaus, Die Unterstützungskassen der Handwerksgelesen u. Fabrikarbeiter in Westfalen u. Lippe (1800-1850), in: Westfälische Forschungen 35 (1985), S. 134 ff.
- 34) Vbr., Nr. 58, 20. 4. 1849, S. 231.
- 35) Zwahr, S. 286.
- 36) Offermann, Arbeiterbewegung, S. 57, 121 f.
- 37) Ccd., Nr. 2/3, 10. 3. 1949, "Allgemeiner Ueberblick", Nr. 5, 24. 3. 1849, Korr. Berlin, Nr. 7, 14. 4. 1849, Korr. Berlin; L. Heid, Von der Zunft zur Arbeiterpartei. Die Social-Demokratie in Duisburg 1848-1878, Duisburg 1983, S. 35; 川越, 137頁。
- 38) 以下, Ccd., Nr. 4, 17. 3., Nr. 5, 24. 3. 1849, "Allgemeiner Ueberblick" による。
- 39) 以下, Ccd., Nr. 1, 15. 2., Nr. 7, 14. 4., Nr. 8/9, 21. 4. 1849, Korr. Berlin による。
- 40) この組合工場は、設立後しばらくして営業を停止した。失業問題がとりあえず解消し、むしろ労働者不足が生じるという業況の変化がその理由であった。もっともこれによって葉巻労働者協会が生産協同組合の企図を放棄したわけではなく、組合工場設立のための会費がその後もなお別途に徴収されつづけている。Ccd., Nr. 33, 30. 11. 1849, Korr. Berlin.

- 41) Dowe/Offermann, S. 262.
- 42) 以下, Ebd., S. 250 f., 266 f., 269; Dahms, S. 29; Heid, S. 37 による。
- 43) W. Siemann, Die dt. Revolution von 1848/49, Frankfurt/M. 1985, S. 173 f.; Ccd., Nr. 14, 2. 6. 1849, Korr. Berlin, Nr. 20/21, 28. 7. 1849, "Zur Nachricht", Nr. 24/25, 25. 8. 1849, "Einige Worte"
- 44) Ccd., Nr. 6, 15. 2. 1850, "Die Assoz.-Stiftungs-Feier"
- 45) Offermann, Arbeiterbewegung, S. 60 f., 120; Heid, S. 301; Circular, Nr. 6, 8. 12. 1850 (Mitteilung v. Arronge).
- 46) Heid, S. 17 f.; H. Pelger, Aufbruch 1864-1890. Die Geschichte der Sozialdemokratischen Partei Duisburgs, Bd. 1, Duisburg 1964, S. 14; Ccd., Nr. 2/3, 10. 3., Nr. 14, 2. 6. 1849, Korr. Duisburg.
- 47) Heid, S. 14 f.
- 48) Ebd., S. 24, 31, 35 f.; Pelger, S. 15 f., 21-23.
- 49) Dowe/Offermann, S. 356 f. ここでアロンゲが念頭においているのは、「友愛会」の地方委員会が雇主にかわって賃金を支払い、その一部を「友愛会」のアツティアツィオン金庫の会費として差し引く、という提案であったと思われる。この金庫の資金によって生産・消費協同組合の設立がはかられ、さらに土地・家屋の購入、労働者への信用供与などが企図されていた。この非現実的な提案は、その後「友愛会」内部でも退けられた。拙稿「〈アツティアツィオン〉」、6頁を参照。なおアロンゲの発言に対して、ヘァツォークら6人の代表が会議で非難の声明を発している。Dowe/Offermann, S. 357 f.
- 50) Ebd.; Ccd., Nr. 17, 30. 6. 1849, Korr. Duisburg.
- 51) Ccd., Nr. 20/21, 28. 7. 1849, "Erwiderung".
- 52) Heid, S. 25; Pelger, S. 16.
- 53) 以上, Heid, S. 27 f.; Pelger, S. 17 f.; Stadtarchiv Duisburg 10/1629, Bl. 18 ff. による。この工場が実際に開設されたかどうかは不明である。またライン地方の諸団体は、1850年6月に開かれた協議会で再度生産協同組合設立の決定を行っている。ただし、これが実際に設立されたかどうか不明である。Heid, S. 33 f.
- 54) Ccd., Nr. 32, 23. 11. 1849, "Ueber Assoziation".
- 55) Dowe/Offermann, S. 353. Vgl. T. Offermann, Materialien zur Geschichte der Assoziation der Zigarrenarbeiter Dtlids. 1848-1851, in: IWK 29 (1986), S. 84.
- 56) Vgl. Ccd., Nr. 1, 15. 2. 1849, Korr. Berlin, Nr. 2/3, 10. 3. 1849, Korr. Hamburg u. Mitteilung vom Central-Präsidium, Nr. 10, 28. 4. 1849, Korr. Posen, Nr. 14, 2. 6. 1849, "Abhandlung", Nr. 22/23, 11. 8. 1849, Korr. Altona, Nr. 24/25, 25. 8. 1849, Korr. Hamburg, Nr. 28, 26. 10. 1849, Korr. Flensburg.
- 57) Dowe/Offermann, S. 371-373, 378-380 (Zit. nach S. 373).

- 58) Ebd., S. 381-385; Pelger, S. 21; Heid, S. 31.
- 59) Ebd., S. 42; Hauptstaatsarchiv Düsseldorf, Reg. Düsseldorf Präs. 861, Bl. 58 ff.
- 60) Heid., S. 36, 44; Pelger, S. 23 ff.
- 61) Ebd., S. 25.
- 62) W. Conze, Der Beginn der dt. Arbeiterbewegung, in: W. Besson/F. Gaertringer (Hg.), Geschichte u. Gegenwartsbewußtsein, Göttingen 1963, S. 331.
- 63) H. Pflaume, Organisation u. Vertretung der Arbeitnehmer in der Bewegung von 1848/49, Weimar 1934, S. 84 (Ronneburg); Ccd., Nr. 18/19, 14. 7. 1849, "Vermischte Nachrichten" (Magdeburg); Circular, Nr. 14, März, Nr. 15, 6. 4., Nr. 17, 4. 5. 1851, Korr. Minden; Circular, Nr. 18, 18. 5. 1851, Korr. Dillenburg u. Paderborn.

Ⅲ. 「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」と生産協同組合問題

1. 「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」の要求

——階級・身分・市民——

1848年9月1日、マンハイムとハイデルベルクの葉巻製造工は、ドイツ全国の葉巻労働者の結集を訴える声明を發した。この声明は、同月末のベルリンでのドイツ葉巻労働者会議、さらにそこでの「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」結成の出発点となった。声明の冒頭では次のように述べられている。

「労働者、兄弟諸君！昨今のきわめて激しい諸事件によって、これまで長い間、あまりに長い間はあまりこんでいた自覚のない、無気力な状態から人類は揺さぶり起こされた。……自らの未来をできるだけ確実なものにし、必要なものを獲得することにとどの身分も遅れまいとしている。とりわけ最も活発に活動しているのは労働者身分である。長く不当に与えられなかったもの、すなわち神聖な人権をついに獲得するために、手を休めず、全力をつくすことの最も必要なのが、まさに労働者身分なのである。われわれもこの身分に属しており、われわれもまた生きていくあかしを示さねばならない。……充分長くわれわれは資本の奴隷であった。そして現在もおそうである。このままであってはなら

ないし、そうではありえない！さあ仕事を始めよう、すべてがうまくいくように¹⁾！」（強調原文）

以上についてまず注目すべきは、葉巻労働者がここで、「資本」と対立する「労働者身分」（Arbeiterstand）の一員と自己を位置づけている点である。

「労働者身分」。当時しばしば用いられたこの言葉について、コンツェは次のように言う。「『労働者身分』が日常の用語で『労働者階級』とほとんど厳密に区別されていなかったとはいえ、しかし『身分』の意味、つまり他の諸身分と同じく名誉を持ち、この点で他のすべての『人間・市民』と同じ地位につく²⁾ということは、明確に意識のうちに現れていた。」

このような意識の現れを、われわれは、葉巻労働者の発言のうちに容易に見出すことができる。例えば『コンコルディア』創刊号のある論説は、葉巻労働者に次のようによびかけている。「隷属の鎖を投げ捨てよ、兄弟諸君。人間として、自由な労働者として品位ある態度をとりたまえ。教養ある（gesittet）労働者として認められるにふさわしい自由な労働者であることを、その態度によって示すのだ。」論説は良心的な雇主もいることを指摘し、雇主に対して過度に敵対的になることを戒めつつ、しかし続けて次のように言う。「名誉欲・貪欲・野心が、服従する者に対する小暴君へとしばしば彼らを追いやる。……労働者がなお所持するわずかのものを奪うことによって、労働者からすべての未来を奪い去り、悲惨な老後を送るにまかせ、ついにはこれによってしばしば命を奪うことになるのを、彼らはもはや感じていないのだ。こうして労働者は衰え果て、最後は静かに運命に従うしかなくなる。静かに、そしてじたばたせず、資本の力と暴力に屈伏することを強られるのだ。」このような状況を打破するために、「葉巻労働者アツィアツィオン」に団結するよう論説は訴えた。³⁾

あるいは雇主を「ブルジョアジー」とする認識も欠けてはいない。1849年5月初め、19才のある葉巻労働者が別の葉巻労働者を刺殺した事件で、ケルンの裁判所は、無期強制労働と焼きごての刑を下した。ただし陪審員がプロイセン国王の恩赦を求め、裁判所もこれに同意したため、刑の執行は免れた。この裁判について、ケルン新聞は次のようなコメントを加えている。「自分勝手に存

在するものと思ひ込んでいる諸権利を、力ずくで獲得しようとする労働者諸団体の連合が、いったいどこに向かうことになるか。このたびの訴訟は、われわれにその悲惨な事例を示している」。殺人事件を労働者の団結の必然的な結果とするこのようなコメントに対し、『コンコルディア』の一論説は激しく反発した。「このような言葉は、きわめて利己的なブルジョアジー、つまり労働者を商品とみなす財布一味の考えを表すものである。資本家が搾り取り、吸いつくすことによって、『財布』諸氏の金箱と腹をふくらますためにだけ労働者が存在する、と彼らは考えているのだ。」⁴⁾（強調筆者）

ただし、「ブルジョアジーとの闘争において必然的にみずからを階級に形成し、革命によってみずから支配階級となり、そして支配階級として古い生産諸関係を暴力的に廃止する」⁵⁾（『共産党宣言』）というようなプロレタリアートの歴史的使命の認識は、大半の労働者には縁遠いものであった。上の『コンコルディア』の論説が求めるのは、「同権の人間同胞（*menschliche Mitbrüder*）による合法的な結合としてのアツィアツィオン [= 結社]」の承認である。⁶⁾あるいは『コンコルディア』の別の論説は、生存権、およびすべての人間の平等を人間の基本権として掲げ、すべての公民（国家市民 *Staatsbürger*）の完全な自由と政治的同権、無償教育、あらゆる特権の廃止、そして生活必需品ならびに自然および労働の産物の公正な分配を国家に対して求めている。⁷⁾ 平等な人間としての、あるいは「市民」としての形式的・実質的地位の獲得が彼らのめざすところであった。

ところでこの「市民」としての地位の獲得については、特に教育ないし教養（*Bildung*）の重要性が労働者のあいだでくりかえし強調されている。

まず1848年9月の葉巻労働者会議で採択された「ドイツ葉巻労働者アツィアツィオン」の規約には、労働者の道徳的・物的福利（*das sittliche und materielle Wohl*）が組織の目的として掲げられ、共済活動・雇主との協議に先立ち、教育活動（*Lehre und Unterricht*）がこの目的を達成するための手段の第一にあげられている。⁸⁾ また翌年9月の第2回葉巻労働者会議では、教育機関の設立が議事の一つにとりあげられ、財政上の問題から独自の教育機関の設立は見合わ

されたものの、次のような決議が採択された。すなわちすでに教育機関の存在する都市では、会費の支払い等によって各地の葉巻労働者協会がこれに加わること、またそのような機関が存在しない都市では、他の労働者と協力して設立をはかること、さらにこれも不可能な場合には集会で講演を行って成員の教育に努めること。⁹⁾

このような「教育」の強調は、一面で当時の労働者運動の穏健な性格を示すものといえる。ただしその背後に潜む「教育」の政治的性格を、われわれは見逃してはならない。政治教育が教育のうちに含まれていたかどうかのみが問題なのではない。¹⁰⁾「これまで『市民社会』に属していなかった下層民が、『教養ある』民衆の友、インテリの労働者＝職人の指導の下、教育・社会・国家における同権を求めて発言する、という考えは、労働者自身にとって、そしてこれによって疑問視された名望家社会にとって全く新しくセンセーショナルなものであった。……『非政治的な』教育思想は、……それがそれ自体として真剣に考えられ、単に制限的な結社法にたいする戦術的な対応としてのみ理解されるのではなかった場合でも、実際はきわめて政治的なものであった。というのは、古い『市民社会』から、すべての者が同一の人権を有する近代社会への道が、主としてこの思想を貫いて通っていたからである。¹¹⁾」（コンツェ）

こうしてわれわれは、「市民」としての同権の希求を基本的に近代的なものと言うことができる。ただしその一方で、先に見た「労働者身分」という言葉に現れた一種の身分意識、前近代的な要素をもわれわれは見逃すことができない。女子・徒弟労働の制限という葉巻労働者の中心的な要求を、彼ら自身が「ツフフト主義的」と意識していたことはすでに述べた。また1849年2月にプロイセンで新たな営業条令（これはイヌンクへの手工業者の加入強制・営業資格証明等を規定した¹²⁾）が公布されると、デュイスブルクのアロンゲは、商務大臣フォン＝デア＝ハイト（A. von der Heydt）に宛てた建白書のなかで次のように述べている。「われわれは手工業者であります。……新しい営業条令が、営業活動の監督・徒弟数の制限についてプロイセンの他の手工業者を保護するのであれば、なぜわれわれの営業には同じ保護が与えられないのでしょうか。¹³⁾」葉巻労働

働者の追求した「市民身分」は、手工業者としての身分であった。

また1849年の第2回葉巻労働者会議では、次のような議論がなされている。まず雇主との協定の問題について、協定を結ぶか否かは各地の状況に任されるという決議が採択された。ただし協定が結ばれる場合、1. 工場主は「葉巻労働者アソツィアツィオン」の成員のみを雇用する、2. 職長の地位には現場での養成を経た者のみをつける、3. 女子労働者は今後雇わない、という3項目が条件とされた。われわれが問題とするのは、この決議についてアロンゲを含む3人の代表が提出した付帯意見である。ここでアロンゲらは、このような協定の法的認可、さらに国家の保証する法人権（Korporationsrechte）の取得が有益と思われる諸邦では、これを当該省に願いでることができる、との意見を示した。このうち法人権の取得については参加者の間で意見が分かれ、例えばライプツィヒのヘッツォークは、法人権の取得はツunftを求めるものであり、国家の手にかからめとられることになる、と反対した。これに対して上の3人の代表の1人、ブラウンシュヴェイクのマイヤー（Meyer）は、ツunftは親方と職人から成るのに対し、われわれの法人は労働者のみから成る、と反論した。結局ヘッツォークの疑念は退けられ、アロンゲらの提案が採択される。¹⁴⁾

またこの会議に先立ち、「葉巻労働者アソツィアツィオン」の会長コールヴェックは、会議で議論さるべき雇主との協定の基本的内容として以下の6点をあげている。すなわち、1. 「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」の承認と雇主のこれへの参加。2. 女子労働者を今後雇わないこと。3. 徒弟制度の共同規制。4. 雇主・職長・葉巻労働者から成る地方委員会の設置。この委員会は工場の状況について毎月定期的に協議し、合意事項の実施を監督し、必要な場合その改善について協議する。5. 工場主の中央委員会を設置し、労働者側の中央委員会と毎月会合を開く。6. 「アソツィアツィオン」の機関紙『コンコルディア』への雇主の参加・寄稿。¹⁵⁾

このうち第3点については、現場で技能を修得した（praktisch）雇主ないし職長にのみ徒弟の養成を認める、という「ツunft的」な要求（後の小資格証明制度）が含まれていた。また先に紹介した1848年9月のマンハイム・ハイデ

ルベルクの葉巻労働者の声明にも、最低賃金の確定、労使仲裁裁判機関の設置のような労働組手的要求と並んで、徒弟・職人制度の規制、営業資格試験の実施（後の大資格証明制度）のような一種ツフットの的な営業規制を思わせる要求が掲げられている。¹⁶⁾要するに葉巻労働者は、いわばツフットの的な入職規制をはかっていたと言ってよい。さらに「アツツィアツィオン」成員のみの雇用を雇主に義務づけることによって、彼らは労働市場の独占的規制をはかった。そして、各地および全国レベルの労使双方の組織による協議を通じてこのような規制の実効性を保つことが、彼らの重要な目的だったのである。¹⁷⁾

ただしわれわれは、このような規制を実施する中心的な主体が労働者の組織とされていることに注意すべきであろう。ツフットが親方による職人支配の道具となり、あるいは職人層の独立を恣意的に阻止するようなかつての事態は、労働者によって明確に拒否されている。葉巻労働者の「ツフット主義的」要求は、古いツフット制度のそのままの復活を求めるものでは決してなかった。¹⁸⁾

以上、ここまでの検討から知られるのは、とりわけ葉巻労働者の要求ないし意識の複合的性格である。階級意識と身分意識、雇主との敵対と協調、近代的性格と復古的性格。ただしこのような複合的性格を認めたらうで、葉巻労働者の運動（あるいは当時の労働者運動全般）の根底に流れる同権の「市民」としての地位の希求を、われわれは基本的に近代的なものと理解しうる。自由主義者・民主主義者と保守主義者、「運動の党」（*Bewegungspartei*）と「守旧の党」（*Beharrungspartei*）という三月前期以来の対抗関係のなかで、労働者運動は基本的に前者に属していた。¹⁹⁾もっとも「市民」としての地位の希求が資本・賃労働関係の承認につながり、労働者の運動を「ブルジョア革命」の枠内にとどまるものと考えれば、それは誤りになる。われわれはすでに、資本家＝ブルジョアジーに対立する「労働者身分」と葉巻労働者が自己を意識していたことを指摘した。以下、生産協同組合に関する葉巻労働者内部の議論の検討が、この点をさらに明らかにするであろう。

2. 生産協同組合問題と運動の終焉

1849年9月の第2回葉巻労働者会議では、「アツツィアツィオン工場」＝生産協同組合の問題が議事の一つとなった。この会議に先立って、「ドイツ葉巻労働者アツツィアツィオン」の中央委員会は、アツツィアツィオン工場についての自身の見解を『コンコルディア』紙上で示している。

「商人、要するに命令するだけで、自分の手で仕事をするのでできない者すべてを養っているのは、まさに労働者である。それならば労働者は、これまで投機業者や高利貸等々に与えていた利潤を労働者自身のあいだで分配するべきではないか。」中央委員会によれば、アツツィアツィオン工場こそがまさにこの目的を実現するための手段である。この工場を設立するための資金は、次のようにして調達される。すなわちまず「ドイツ葉巻労働者アツツィアツィオン」に属する各地の団体は、成員500人ごとにいくつかの地区に分けられ、各地区のなかで中央協会が選出される。中央協会は地区金庫を設け、地区内の諸団体はこの金庫に工場設立のための会費を納める。会費の額は例えば一人あたり最低3ターラーとし、それを各人が分割払いで毎週納入する。「もし全成員が10ターラー払い込むことができれば、かなりの数の成員を容易にアツツィアツィオン工場²⁰⁾で雇うことが可能となる。そしてやがてはアツツィアツィオン工場だけが存在するようになるだろう。」（強調筆者）

また『コンコルディア』の別の論説は、生産協同組合について次のように論じている。²¹⁾

「すべての人間は働く能力をもち、またその義務をも負う。生活を享受する権利は、われわれが働くかどうかによって決まっているのだ。……もしこれが真実であるなら、われわれにはブルジョアジー、資本に対して次のように要求する権利がある。すなわち、これまで彼らだけが吸い上げてきたわれわれの労働の収益を、われわれ自身に与えよ、と。」それではこの要求は、はたしてどのようにすれば実現されるのか。論説は続けて言う。「各労働部門の全労働者のアツツィアツィオン〔＝結社〕によって、これら各部門のアツツィアツィオンを全労働者の連合体（Verbrüderung）に結合することによって、そしてアツ

ツィアツィオン基金を集め、アソツィアツィオン工場を設立することによってのみ。」

この論説によれば、アソツィアツィオン工場とよびうるのは、アソツィアツィオンの成員全体によって設立され、この全体の所有であるようなものだけである。そしてこのような工場を設立することは決して困難ではない。例えば「ドイツ葉巻労働者アソツィアツィオン」の成員が3,000人いるとして、各成員が毎週6ペニヒ、つまり年26ジルバー=グロッシュェンの会費を工場設立のために支払えば、4週間ごとに200ターラー、1年後には2,600ターラーの資金が集まる。週会費を1ジルバー=グロッシュェンに引き上げれば、1年後の資金は5,200ターラーになる。こうして端緒が開かれれば、新たな工場の設立は年々容易になるであろう。つまり10年間継続して週6ペニヒの会費が納められれば、資金は26,000ターラー、週1ジルバー=グロッシュェンの会費では52,000ターラーの資金が集まることになる。さらにこの資金に工場の製品を販売した利潤が加わり、アソツィアツィオン基金はますますふくらんでいく。工場の利潤は必要な限り新たな工場の設立に充てられる。また工場は、ドイツ全体にできるだけ均等に設立されるよう配慮さるべきである。こうしてアソツィアツィオン工場が十分な数存在するようになれば、まずこれを設立するための会費が不要となり、さらにそれ以外の金庫の会費も低減することが可能になるだろう。論説はこのように論じた。

第2回葉巻労働者会議で、このような生産協同組合設立のプランが少なくとも全体場で論じられた形跡はない。後述するアソツィアツィオン工場設立のための建白書がおそらく小委員会内部で作成されたものの、これが全体で議論されることはなかった。²²⁾しかし上の2つの論説、そしてわれわれがこれまでに検討してきたところから、生産協同組合が葉巻労働者運動のきわめて重要な課題であったことは、くりかえし言うまでもないだろう。

またわれわれは、葉巻労働者のみならず、革命期の労働者運動全体において生産協同組合がもっていた重要な意義を忘れてはならない。「われわれは、資本・賃労働による生産様式を、アソツィアツィオンにおける自由な労働の生産

様式に変える。」「ドイツ労働者友愛会」の指導者 S. ボルン (Born) はこのように述べた。彼がここで言う「アツツィアツィオン」とは、生産協同組合を頂点とするさまざまな形態の協同組合である。協同組合的生産・流通の全面化による資本主義の克服、いわば「アツツィアツィオン社会主義」の思想を、ボルンは労働者運動の旗印に掲げた。²³⁾

このような協同組合思想は、葉巻労働者のあいだでも確実に反響を呼んでいる。「友愛会」の協同組合思想について、「ドイツ葉巻労働者アツツィアツィオン」の中央委員会は、「われわれのアツツィアツィオンの基礎にあるのと同じ原理、つまりアツツィアツィオン企業の設定を『友愛会』が掲げている」と述べた。²⁴⁾ また同じく中央委員会が、「やがてはアツツィアツィオン工場だけが存在するようになるだろう」との展望を示していたことは先に見た。あるいは、第 2 回葉巻労働者会議における前述のアツツィアツィオン工場設立のための建白書は、「われわれの中心的な目標は、全ドイツにアツツィアツィオン工場を設立することである」と言い、その理由を次のように述べている。「現在何千人もの仲間が困窮に苦しみ、資本の奴隷となり、金持ちの気まぐれ・工場主の横暴に屈せざるをえないでいる。祖国ドイツの全土にアツツィアツィオン工場を設立すれば、われわれの心のうちにある自由への欲求を確実に満たすことができるだろう。より高い賃金と自身の労働の収益が、このような工場のもたらすものである。これを通じてわれわれは、労働力に対する資本の挑戦に応じ、われわれの敵、資本家を排除しうる立場に立つのである。²⁵⁾」

ただしこのような急進的な「アツツィアツィオン社会主義」が労働者のあいだで支配的であったとせば、誤りになろう。上の建白書が葉巻労働者会議での全体の議論に付されなかったことは、この点を示唆している。またわれわれは、各地における生産協同組合設立の直接の動機が、主として失業労働者の雇用にあったことを知っている。協同組合の思想・実践を通じ、労働者が常に資本主義的生産システムの全体としての転覆をめざしていたわけではない。しかし協同組合的生産・流通の全面化を展望するにせよ、あるいは資本主義社会内部の部分的存在にとどまるものと理解されるにせよ、生産協同組合は、資本・

賃労働関係の諸弊害を克服し、いわば「市民」としての存在を労働者に経済的に保証する「もう一つの」(alternativ)生産形態の可能性を、労働者に具体的に示すものであった。改良主義的動機に発するにせよ、あるいは社会革命を企図するにせよ、生産協同組合はこのようなものとして広く労働者の支持を集めた。

もっとも生産協同組合の思想が、常に一貫して労働者の支持を得ていたわけではない。葉巻労働者について見れば、革命敗北後の反動期に彼らがこの理念から次第に離れていったことを、われわれは確認しうる。

1850年8月の総会で、「葉巻労働者アソツィアツィオン」が組織の大幅な改造を行ったことはすでに述べた。各地の共済金庫はそれぞれ別個の組織とされ、全体の機関としては寡婦・廃疾金庫のみが残された。ところでこの総会では、組織改造問題についての委員会の多数派（5人中3人）により、寡婦・廃疾金庫と並び、「葉巻労働者アソツィアツィオン」全体の機関としてアソツィアツィオン工場 (eine allgemeine Assoziations-Cigarren-Fabrik) を設立することが提案されている。その目的は「純粋に営業上のもの」であり、葉巻製造業の改善を「合法的な手段で」実現することを課題とする。不況下にある地域を設立地として特に考慮すべきである、という提案者の一人の発言からもうかがわれるように、失業労働者の雇用が工場設立の主たる目的であったと考えられる。

しかしこの提案に対しては、委員会の残る2人が反対した。「全ドイツ組合葉巻工場の要求に応じようと多数派が努力したとすれば、このようなやり方ではうまくいかないことを証明するのが少数派の義務である」と考える。多数派の提案が決議として採択された場合、それは逆に破壊的な影響をおよぼすだけだろう。さらに言えば、この提案は非実際的である。なぜなら同種の地方機関をすでにもつ諸都市が、既存のものをこれから生まれるものと交換するはずはなく、従って提案は、これらの諸都市の参加を不可能にする。さらに労働者のあいだに競争が、そしてこれを通じて敵対関係が生じることになる。つまりこのようなさまざまな機関は必然的に衝突し、倒壊せざるをえない。そしてそれは、ただちに重荷となって労働者にのしかかるであろう。実現されるのは、労働者

による労働者の搾取以外の何物でもない。」反対派の一人、ヘッフォークはこのように述べた。またもう一人の反対派で、この総会の議長をもつとめたケルンの葉巻製造工 P. G. レーザー（Röser）——彼は「共産主義者同盟」の一員であった——は、組合工場はもはや時代遅れであり、「アツィアツィオン」の財産を「理論の犠牲」にするべきではない、と主張した。

委員会多数派の一人が、「この種の機関を要望する声は一般的である」と述べているように、生産協同組合に対する期待は葉巻労働者のあいだになお広く存在したものと思われる。ただし反動下の当局の追求を前にして、「アツィアツィオン社会主義」の要素をはらむ生産協同組合の要求は、組織の方針として掲げるにはあまりに危険なものであったろう。結局総会で上の多数派提案は却下され、寡婦・廃疾金庫のみが「葉巻労働者アツィアツィオン」の全体の機関として残された。「この団体の唯一の目的は、人間の一生の浮沈における純粋な相互援助である。」新たに作成された「葉巻労働者アツィアツィオン」の規約は、冒頭でこう述べている。共済活動に運動を限定することによって、葉巻労働者は組織の存続をはかったのである。²⁶⁾

もっとも、これによって当局の追求がかわされたわけではもとよりない。各地の状況についてはすでに述べた。デュイスブルクにおかれた「葉巻労働者アツィアツィオン」の寡婦・廃疾金庫は、当初の予定から若干遅れて1851年10月に給付を開始したが、これに対してもプロイセン政府の圧力が加えられた。まず1853年春、金庫の設立には国家当局の認可を要するという刑法の規定に反するとして、寡婦・廃疾金庫に対する訴訟が起こされた。これについては無罪の判決が下ったが、続いて同年5月、新たに発布された保険機関に関する法律にもとづいて、同金庫に規約の提出が求められた。提出された規約を当局は認可せず、結局1854年1月、寡婦・廃疾金庫は自ら解散した。「ドイツ葉巻労働者アツィアツィオン」は、こうして最終的に解体したのである。²⁷⁾

1) Frisch, S. 16; Dahms, S. 21. なおこの声明は、すでに増谷「産業別労働者」、201-203頁でも検討されている。

2) W. Conze, Art. Arbeiter, in: O. Brunner u. a. (Hg.), Geschichtliche

- Grundbegriffe, 1. Bd., Stuttgart 1972, S. 231.
- 3) Ccd., Nr. 1, 15. 2. 1849, "Ansprache"
 - 4) Ccd., Nr. 13, 26. 5. 1849, "Vermischtes".
 - 5) 『マルクス＝エンゲルス全集』 4, 大月書店, 1960年, 495頁。
 - 6) 注4と同じ。
 - 7) Ccd., Nr. 12, 22. 5. 1849, "Betrachtungen" ただしこの論説の筆者は、印刷工組織の指導者の一人、H. カンネギーサー (Kannegießer) である。カンネギーサーについては、Beier, S. 295 f.; Schlechte, S. 100 (Anm. 4), 549 を参照。
 - 8) Dowe/Offermann, S. 351.
 - 9) Ebd., S. 365.
 - 10) ブラウンシュヴァイクの葉巻労働者協会は、同市の職人・手工業者協会に加入するにあたり、後者が図書室を有していることを指摘し、「道徳・倫理的感情の点でも、政治問題における啓蒙の点でも」青年層の教育の向上に加入は有益であろう、と述べている。Ccd., Nr. 10, 28. 4. 1849, Korr. Braunschweig.
 - 11) Conze, Beginn, S. 331 f.
 - 12) Vgl. H. Volkman, Die Arbeiterfrage im preußischen Abgeordnetenhaus 1848-1869, Berlin 1968, S. 39 ff.
 - 13) Heid, S. 26 f.; Pelger, S. 18 f. Vgl. Ccd., Nr. 4, 17. 3. 1849, Korr. Duisburg, Nr. 8/9, 21. 4. 1849, "Vereins-Angelegenheiten".
 - 14) Dowe/Offermann, S. 361 f.
 - 15) Ccd., Nr. 13, 26. 5. 1849, "Abhandlung"
 - 16) 注1と同じ。
 - 17) 実際、例えば「アツツィアツィオン」成員のみの雇用というような一見実現困難な要求についても、雇主側がこれを約束したとの報告が『コンコルディア』紙上に見られる。Ccd., Nr. 7, 14. 4. 1849, Korr. Braunschweig, Nr. 18/19, 14. 7. 1849, "Vermischte Nachrichten" (Magdeburg).
 - 18) 革命期の労働者＝職人による「ツunft民主化」の要求について、柳沢治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店, 1974年, 277-297頁を参照。なお手工業親方層によるツunft的営業規制導入の要求も、単に古い時代の制度そのままの復活を求めるものではなかった。この点について、同上, 261-262頁; 同『ドイツ中小ブルジョアジーの史的分析』岩波書店, 1989年, 389-395頁; M. Simon, Handwerk in Krise u. Umbruch, Köln 1983, Kap. 7, 8, 14 (Zusammenfassung) を参照。
 - 19) Vgl. W. Conze/D. Groh, Die Arbeiterbewegung in der nationalen Bewegung, Stuttgart 1966, S. 13; E. Pankoke, Soziale Bewegung-Soziale Frage-Soziale Politik, Stuttgart 1970, S. 19 ff.
 - 20) Ccd., Nr. 16, 24. 6. 1849, "Abhandlung"

- 21) Ccd., Nr. 15, 9. 6. 1849, “Ueber Associations-Fabriken” この論説の筆者は、植字工カンネギーサー（注7）である。
- 22) Offermann, Materialien, S. 85.
- 23) Vbr., Nr. 7, 24. 10. 1848, S. 26. ボルンのアツツィアツィオン論について、拙稿「〈アツツィアツィオン〉」, 3-5頁を参照。
- 24) Ccd., Nr. 16, 24. 6. 1849, “Abhandlung”
- 25) Offermann, Materialien, S. 90.
- 26) 以上, Dowe/Offermann, S. 382 f., 385 による。なお、生産協同組合運動を反動期の産物とする増谷氏の見解（本稿「問題の設定」を参照）は訂正を要する。
- 27) Offermann, Materialien, S. 86 f.; Ders., Arbeiterbewegung, S. 118 f.; Heid, S. 44 ff.; Ders., Martin Adolph Arronge in der Assoziation der Zigarrenarbeiter Dtds., in: Jb. des Instituts f. Dt. Geschichte 10 (1981), S. 403 ff.

結語：初期自由主義と労働者運動

三月革命期における葉巻労働者の運動、あるいは労働者運動全般に加わった者のさまざまな要求・活動の根底に、われわれは同権の「市民」としての地位獲得の希求を見ることができる。自由主義者・民主主義者とともに、あるいはその一員として、彼らは基本的に保守主義者＝「守旧の党」に対立する「運動の党」に属していた。もっともこのような共通性から、「ブルジョア革命の枠内で労働者の市民的同権を」求めるものと彼らの運動を規定し、あるいはさらに「彼らの民主主義的発想はこっけいなほどブルジョアにこび」ていた、¹⁾ と言えは、不正確であろう。彼らのあいだには労働者としての階級意識が——なお身分的色彩を帯びながらも——明瞭に看取され、また資本主義的生産様式を克服しようとする思想・方策も、彼ら自身によって提示されていた。協同組合的生産・流通を全面化し、これによって資本主義的生産・流通の廃棄をはかる「アツツィアツィオン社会主義」がそれである。もっとも協同組合に託された期待が、すべて「社会主義」をめざすものであったわけではない。実際に設立された生産協同組合の直接の目的は、主として失業労働者の雇用にあった。協

同組合的生産・流通の全面化でなく、社会の一部にとどまる存在としてそれが理解されることは、むしろ通例であったかもしれない。ただしこの場合にも協同組合、そしてとりわけ生産協同組合は、資本・賃労働関係にかわる「もう一つの可能性」を労働者に示すものであった。協同組合に対するこれらの期待が、さまざまなニュアンスの相違を含みつつ、労働者のあいだでおそらくは渾然と一体化して存在したものと思われる。

以上のようにこれまでの議論をまとめたとき、われわれには、近年における「初期自由主義」に関する議論が想起される。最後に、この初期自由主義論との関連で革命期の労働者運動について若干の考察を行い、本稿を閉じることにしたい。

さて、1975年に発表された「自由主義と『市民社会』」と題する論文で、L. ガルは、19世紀前半にドイツの自由主義者たちが追求した将来の社会像を、次のように描き出している。すなわち、「『中程度』の存在（“mittlere” Existenzen）から成る無階級の市民社会。後ろ向きに表現すれば、議会制を基礎としつつも、前工業的な、職業身分的に組織された中間身分社会（Mittelstandsgesellschaft²⁾」。

ガルのこのようなテーゼは、現在ではほぼ通説となっている。ところでここに言う「『中程度』の存在から成る無階級の市民社会」とは、まさに革命期の労働者運動が実現を求めたものではなかったろうか。

もとより自由主義者と労働者運動の求めるところを、完全に同一視することはできない。革命期に労働者が普通選挙権の導入を求めたのに対し、自由主義者は一貫してこれを拒否した。またわれわれは、同じ進歩的勢力のなかでも自由主義者（立憲君主制派）と民主主義者（共和制派）とのあいだに対立の存在したことを知っている。地域的な差異を含みつつも、一般に労働者の組織は政治的には民主主義者と共同していた。ただし、自由主義者・民主主義者のいずれにしても労働者の窮乏＝「社会問題」解決に向けての取り組みは不十分であり、労働者の失望をよんでいる⁴⁾。

このように進歩的勢力の内部にさまざまな意見の相違・対立が存在したことは確かであるにせよ、上に見た「無階級の市民社会」という初期自由主義の未

来像に関する限り、広汎な層がこれを共有していたと考えられる⁵⁾。労働者運動も例外ではない。われわれが検討した生産協同組合は、中間搾取者としての資本家を排除することにより、労働者に「『中程度』の存在」を保証する経済的手段であった。さらにまた、初期自由主義にまつわりつく「前工業的」・「職業身分的」要素を、労働者もまた共有していたこともわれわれは指摘した。コンツェの言うように革命期の労働者運動には、「一定限度内にとどまる革命との妥協を保守勢力が認める限りで、これと宥和する可能性も存在していた⁶⁾」。

ただし保守勢力がその反動的性格をあらわにしたとき、「右」との協調の可能性は基本的に断たれる。また自由主義者が革命の戦線から離脱し、さらに民主主義者にしても労働者の期待に充分応ええないことが明らかになると、彼らと労働者運動とのあいだに打ち消しがたい亀裂が生じた。革命下で労働者運動は、独自の勢力としての存在を明確にする。1860/70年代に決定的となる「プロレタリア的民主主義のブルジョアの民主主義からの分離」は、「すでに1848/49年の時点で最もありうべき可能性となっていた⁷⁾」（コンツェ）。この可能性がどのような過程をたどって現実となったか、われわれの考察はこの点に向かうことになる。

- 1) 良知力『向こう岸からの世界史』未来社、1978年、146-149頁。
- 2) L. Gall, Liberalismus u. "bürgerliche Gesellschaft", in: Ders. (Hg.), Liberalismus, Königstein/Ts 1985³ (zuerst in: Historische Zeitschrift, 220, 1975), S. 176.
- 3) Vgl. D. Langewiesche, Liberalismus in Dtlld., Frankfurt a. M. 1988, S. 28. このような「市民社会」像は、とりわけ南・西南ドイツの自由主義者のあいだで顕著に認められる。これに対して先進工業地帯であるライン地方では、大商人・工場主等の利害をより前面に押し出す「ブルジョア自由主義」がすでに現れていた。例えばライン自由派の代表的人物 D・ハンゼマン (Hansemann) が、新しい時代の「重力」、すなわち「中間層 (Mittelstand)」に与するようプロイセン政府に求めたとき、この中間層の中核を成すものと彼が考えたのは「声望ある商人と工場主」であった。ただし工業資本主義的な未来を指向するライン自由主義の特性を、過度に強調してはならない。ランゲヴィーシェによれば、彼らの場合にも「無階級の市民社会」という古い自由主義の理想はなお維持されていた。例えば大工業都市・独占の大企業に対する彼らの嫌悪の背後には、農工商のバランスのとれた社会という理想像が存在した。Ebd., S. 23 f., 31 f. なお初期自由主義につ

- いての邦語文献として、南直人「ドイツ『初期』自由主義とその社会的基盤」『西洋史学』141（1986）；北村昌史「ドイツ三月革命前後の労働諸階級福祉中央協会」『史林』73-3（1990）を参照。
- 4) Vgl. Langewiesche, S. 23; Siemann, S. 95 f.; Volkmann, S. 23 ff.; Dowe/Offermann, S. 238; Vbr. Nr. 13, 14. 11. 1848, S. 49.
 - 5) ジーマンは、フランクフルト国民議会の作成した「基本法」（Grundrechte）のうちに、初期自由主義のそれと一致する未来像を見出している。Siemann, S. 138 f.
 - 6) Conze, Beginn, S. 338.
 - 7) Ebd.

付記：「ドイツ葉巻労働者アツィアツィオン」の機関紙 Concordia と Circular は、Gabriele Kister 氏（Tübingen 在住）の好意によって入手することができた。記して感謝する。なお本稿は、平成3年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）による研究成果の一部である。

（『立命館経済学』第39巻第4号所収の本稿（上）について、90ページ最終行の「80の経営」を「114の経営」に、91ページ1行目の「105の経営」を「64の経営」に訂正する。）